

介護保険料の納め方について

介護保険料の納め方は2種類に分かれています。個人で納め方を選ぶことはできません。どちらの納付方法であっても年間保険料額は変わりません。

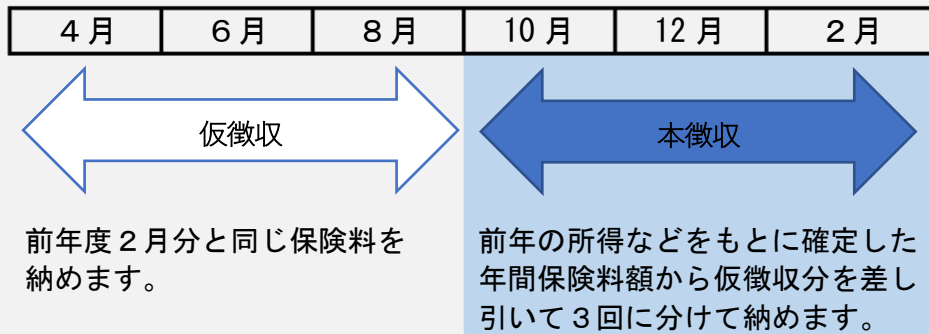
特別徴収（年金天引き）

対象：年金額が年額 18 万円以上の方

老齢・退職（基礎）年金、遺族年金、障害年金を対象として、定期払いの際にあらかじめ差し引かれます。

※ただし、年金 18 万円以上であっても、次の場合は納付書で納めます。

- 65 歳になられておおむね半年～1 年未満の場合
- 菊川市へ転入されておおむね半年～1 年未満の場合
- 現況届の未提出などで年金が停止した場合



普通徴収（納付書払・口座振替）

対象：年金額が年額 18 万円未満の方

○納付書払

納付書の納期限までに金融機関（ゆうちょ銀行を除く）もしくはコンビニエンスストア各店で納付してください。
スマートフォン決済アプリ「Pay Pay」も利用できます。

※納付は、口座振替がおすすめです。

○口座振替

口座振替は納めに行く手間が省けて、納め忘れもなく安心です。

- ①納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
- ②指定の金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※ 原則、金融機関で 15 日までの受付分は同月納期分から振替できます。

